

休業・特別休会に伴う月会費のご案内(大人の会員様)

日頃より当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、特別休会制度の適用や、休業要請による施設休館がございました。

これらの休会や休業により、それぞれ各お口座でのお引落の調整、年一括払いの契約の延長等で、会員の皆様の月会費の精算をさせていただいております。会員様のご契約形態により内容が異なりますので下記をご確認ください。

① 3月、4月、6月の休会届を1度も出されていない方

→当施設が休業となりました5月分の会費は頂戴いたしません。

4月度月会費は営業日数分(53%)のみご請求となります。4月度月会費は既にお引落済みのため、5/27 お引落にて金額調整させていただきます。

5月度月会費は既にお引落済みのため、6/27のお引落をしない事で調整させていただきます。

② 3月、4月、6月のうち、ひと月でも休会された方

→休会された月の会費、及び当施設が休業となりました5月度月会費は頂戴いたしません。

休会のお届けとお引落手続きのタイミングの都合上、下記のように調整させていただきます。

- ・3月を休会された場合 → 4/27のお引落がありません。
- ・4月を休会された場合 → 5/27のお引落がありません。
- ・5月は休会届の有無にかかわらず会費なし → 6/27のお引落がありません。
- ・6月を休会された場合 → 7/27のお引落がありません。

例(1) 3月、4月を休会されて、6月は休会されない場合

→ 4/27、5/27、6/27のお引落がありません。

(3/27までのお引落と、7/27からのお引落は通常通りです)

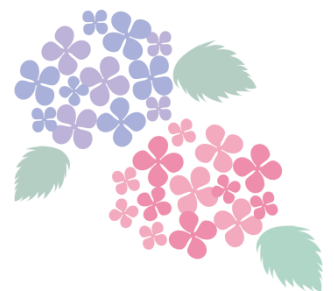
例(2) 3月は休会せず、4月と6月を休会された場合

→ 5/27、6/27、7/27のお引落がありません。

(4/27までのお引落と、8/27からのお引落は通常通りです)

※会員様のご契約状況、休会のお届けや会費修正のタイミングにより、上記対応と異なる場合がございます。

何卒ご了承ください。



年一括払いの会員様の場合

施設休業、及び休会届をいただいた月数分、現契約を延長いたします。

例(1) 2020年9月分まで年一括にてお支払い済みで、3月、4月を休会された場合
3月・4月（休会）、5月（休業）として3ヵ月延長いたしますので、
現契約の期限は2020年12月分までとなります。

例(2) 2020年9月分まで年一括にてお支払い済みで、休会届を出されていない場合、
4月・5月（休業）の2ヵ月分を延長いたしますので、
現契約の期限は2020年11月分までとなります。
※4月は17日から休業となりましたが、1ヵ月分として延長いたします。

新規ご契約にて、会費のお引落が始まっていない会員様の場合

施設休業、及び休会届をいただいた月数分、初回のお引落が遅くなります。

例 5月度までを入会時にお支払い済みで、6月度（5/27）よりお引落開始予定だった場合

【4月を休会されていない場合】

5/27 = 6月度月会費 - 5月度月会費（差し引きゼロのためお引落なし）

6/27 = 7月度月会費 - 4月度休業分調整 ←初回のお引落

※4/17～4/30 施設休業分を初回引落にて調整させていただきます。

【4月を休会された場合】

5/27 = 6月度月会費 - 4月度月会費（差し引きゼロのためお引落なし）

6/27 = 7月度月会費 - 5月度月会費（差し引きゼロのためお引落なし）

7/27 = 8月度月会費 ←初回のお引落

※会員様のご契約状況、休会のお届けや会費修正のタイミングにより、上記対応と異なる場合がございます。

何卒ご了承ください。